

平成 29 年 2 月 16 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川麻里子殿

穂高株式会社
代表取締役社長 松岡永高



回答書

平成 28 年 3 月 18 日付けの「ご連絡」にて、貴協会よりご指摘をいただきました内容につきまして下記回答申し上げます。

記

弊社としましては結論としてあらためて平成 27 年 4 月 27 日付回答書添付の改定案（以下 DRAFT）をもって新規約とさせていただきたく存じます。

なお上記の理由なる「ご連絡」への回答は下記に記しました。

<ご連絡—1 について>

承諾いたしました。

<ご連絡—2 について>

承諾いたしました。

<ご連絡—3 について>

平成 27 年 4 月 27 日付回答書にて『「故意又は重大な過失による債務不履行」「不法行為による債務不履行」についても一部を免除する誤解を与えかねない表記』としたのは前後の文章に示されているように、通常コースとシャンゼリゼコースに分割し、それぞれ従うべき規定を変えたために、通常コース利用者が誤解をしてしまうことを懸念したものです。そもそも DRAFT の内容には通常コースとシャンゼリゼコースではこの分割が無いため上記の懸念は生じないものと存じます。

以上